

令和7年12月

都営住宅入居者募集のご案内

〔小金井市地元割当〕

家族向

募集戸数：1戸

（2人以上の申込み用：1戸）

申込書 配布期間

令和7年12月1日（月）～12月12日（金）

申込期間

令和7年12月1日（月）～12月12日（金）

☆ 申込みは、12月12日（金）までに郵送（必着）又は直接まちづくり推進課の窓口が届いたものに限り受け付けます。

抽選日

令和7年12月25日（木）午前10時～

小金井市役所第二庁舎 501会議室

☆ 抽選番号の通知は12月中旬頃発送します。

☆ 抽選結果の通知は1月上旬頃発送します。

☆ 抽選会は公開で行っておりますが、会場の広さの都合上、抽選会場内の人数制限を行っています。抽選会への参加・不参加は当落に一切関係ありませんので、無理なご来場はお控えください。

☆ 咳・発熱の症状のある方は入場をお断りすることがございます。

※募集案内は、申込みの結果が届くまで大切に保管しておいてください。

小金井市都市整備部

まちづくり推進課住宅係

電話：042-387-9861（直通）

※都営住宅使用申込書で取得した個人情報、募集業務以外には利用しません。

なお、入居資格審査のときの提出書類等により取得した個人情報は、入居後の都営住宅等管理業務において利用させていただきますのでご了承ください。また、申込書及び書類等は返却しません。

申込みから入居まで

☆申込みから入居までの日程は次のようになります。

☆申込みの内容について、お電話で確認させていただく場合があります。

申 込 書
受 付 期 間

令和7年12月1日（月）～12月12日（金）

☆ 申込みは、12月12日（金）までに郵送（必着）又は直接まちづくり推進課の窓口が届いたものに限り受け付けます。

抽選番号
の 通 知

令和7年12月中旬に発送します。

☆ 切手（85円×2枚《抽選番号のお知らせ・抽選結果、それぞれ1枚ずつ》）を貼り忘れたもの、金額が不足しているものは、通知や結果の送付をいたしません。

抽選会
（公開）

令和7年12月25日（木）午前10時～
小金井市役所第二庁舎 501会議室

☆ 抽選会は公開で行っておりますが、抽選会の入場者数が多数のときは、抽選会場内の人数制限を行う場合があります。抽選会への参加・不参加は当落に一切関係ありませんので、無理なご来場はお控えください。

抽選結果
の 通 知

令和8年1月上旬に発送します。

また、抽選結果を市のホームページに掲載する予定です。

電話による抽選結果の確認はご遠慮ください。

当選者（入居資格審査対象者）

落選者

入居資格
審 査

審査に必要な書類を提出していただき、審査します。

合格者

失格者

補欠者

合 格
の 通 知

合格者が確定した時点で、通知いたします。

補欠者

入居資格審査対象者に失格者等が出た場合、順次繰り上げて審査を行います。
なお、繰り上げにならない方には、資格審査通知書を発送しません。

東京都パートナーシップ宣誓制度創設に伴う入居資格の拡大について

- ・東京都パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、令和4年11月以降の募集から戸籍上の親族のほか「パートナーシップ関係にある方」も家族向の申込資格を有することになりました。
- ・「パートナーシップ関係にある方」とは、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の証明（東京都パートナーシップ宣誓制度による証明）もしくは東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明書を受けたパートナーシップ関係にある方」のことをいいます。
- ・この募集案内で「配偶者」「同居親族」「親族」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある方」も対象となります。また、「夫婦」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある二者」も対象となります。
- ・なお、資格審査時のときに東京都等のパートナーシップに関する制度による証明の提出が必要です。
- ・この募集では、「パートナーシップ関係にある方」を「パートナー」と表記しています。

これ以後は、東京都住宅供給公社から通知があります。

住宅のあっせん 申込地区の住宅ごとに、順番に部屋を決定し、お知らせします。(使用許可日の約1か月半前)



入居手続

- (1) 入居許可日の約2週間前に入居手続きを行います。
- (2) 保証金として住宅使用料の2か月分をお支払いいただきます。
- (3) 以下の要件にあてはまる連絡先となる方(又は法人)が必要です。
 - ・日本国内に住所を有する成人の方で使用者の入居する住宅に入居しない方
 - ・日本国内に連絡が取れる拠点を常設している法人
- (4) 入居許可日から15日以内に引っ越ししてください。

申込みにあたっての注意

- (1) 申込みは1世帯につき1通です。
1世帯で2通以上の申込みをしたときは、全ての申込みが無効となります。
- (2) 他の都営住宅募集で、すでに合格又は登録されている方は、原則として申込みできません。
- (3) 申込み後は申込地区、申込者・同居親族の変更ができません。
(入居の際には、申込者が都営住宅の名義人になります)

申込み後、住所が変わる方へ

- 最寄りの郵便局に転送届を提出し、抽選番号の通知などを受取れるようにしてください。
- 当選者及び補欠者となった方に限り、ハガキに「令和7年12月募集、(1) 申込地区番号(2) 抽選番号(3) 新・旧住所(4) 電話番号(5) 申込者氏名」を記入して、小金井市まちづくり推進課住宅係宛にお送りください。

☆ 資格審査のご案内は令和8年1月中旬頃から、順次発送します。資格審査に合格しないと入居できません。

☆ 必要な書類を小金井市まちづくり推進課に持参のうえ対面審査を受けていただきます。

☆ 補欠者は、資格審査対象者に失格者等が出た場合に、順次繰り上げて審査を行います。なお、繰り上げにならない方には審査のご案内を送付いたしませんので、ご了承ください。

☆ 提出された書類はお返ししません。

小金井市都市整備部まちづくり推進課

〒184-0013

小金井市前原町3-41-15 小金井市役所第二庁舎5F

電話 042-387-9861

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

〒150-8322

渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3F

電話 03-3498-8894

※ 都営住宅(小金井市地元割当)については、入居予定者の決定までを小金井市が行い、それ以降の入居説明会及び入居手続きなどは、上記の東京都住宅供給公社が行います。

入居資格（家族）

申込期間（令和7年12月1日（月）～12月12日（金））内に、次の1～5のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が小金井市内に居住していること

- （１） 申込者が小金井市内に居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。ただし、成年者には、入居手続きのときまでに婚姻できる18歳未満の婚姻予定者を含みます。また、未成年者との婚約による申込みは、入居資格審査のときに、未成年者の法定代理人（親）の同意書の提出が必要です。
- ※成年者（18歳以上）…平成19年12月13日以前の生まれ
- （２） 外国人については、中長期在留者で、（１）のほかに申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- ア 「永住者（特別永住者を含む。）及びその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
- イ ア以外の在留資格の場合は、申込期間において、在留実績が継続して1年以上あること。（令和6年12月13日以前から日本に在留していること。）

2 同居親族がいること

同居親族…申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。これにはパートナーを含みます。

同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む）をいいます。

- （１） 申込期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- （２） （１）のほか、次の方は申込みができます。
- ア 入居手続きのときまでに婚姻できる婚約者。
- イ 内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと、かつ入居資格審査のときに続柄欄が「未届けの妻（夫）」と記載されている住民票を提出できること。
- ウ パートナーシップ関係の相手方との申込みは、入居資格審査のときにパートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
- （３） 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
- ア （２）にあてはまる方。
- イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方（課税証明書で扶養関係が確認できること）。
- ウ 単身で居住している方、又は誰からも扶養されていない方で、2親等内の直系血族又は2親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が5ページの高齢者世帯又は心身障害者世帯にあてはまる場合は、3親等内の血族又は姻族とします。
- ※ 2親等内の直系血族・姻族…申込者又は配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子及び孫の配偶者
- 3親等内の血族・姻族……上記に加え、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫又は申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者
- （４） 外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、上記（１）から（３）のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- （５） 上記（１）～（４）にあてはまる場合でも現に同居又は別居のいずれかを問わず、申込者及び同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。
- なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できる必要があります。
- ※ 申込書を郵送した後は、申込者・同居親族の変更はできません。ただし、出生または死亡の場合を除きます。申込みのときに妊娠中の方がいるときは、申込期間に生まれていない子を同居親族として申込書に記入することはできませんが、出生後は都営住宅に入居できます。

3 所得が定められた基準内であること

申込者及び同居親族の年間所得の合計が、12ページの所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。→6～12ページを参考にして、世帯の所得をお確かめください。

4 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと。

- (1) 申込者及び同居親族に、住宅又は土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
- イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅又は土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。
- (2) 申込者及び同居親族に、公的な住宅（UR 賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅等）の名義人がいないこと。ただし、次の資格要件にあてはまる方は申込みできます。

住宅	区分	資格要件
UR 賃貸住宅・公社住宅・都民住宅等	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する。）を月額に換算した額の20%以上であること。
	UR・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されていること。入居資格審査のときにUR・公社からの証明書等で証明できることが必要です。
	ひとり親世帯（父子・母子世帯）	申込者が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫又は妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。）のいない方であり、かつ同居親族全員が20歳未満の申込者の子であること。
	高齢者世帯	申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫又は妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。） イ おおむね60歳以上の方（申込期間に57歳以上の方） ウ 18歳未満の児童
	心身障害者世帯	申込者又は同居親族が、次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度又は中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
	多子世帯	同居親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が都営住宅に入居できること。
	生活保護又は中国残留邦人支援給付受給世帯	申込期間に生活保護又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。
公営住宅等	住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が下の入居資格基準表にあてはまること。
	通勤時間が長い	通勤時間が片道90分以上かかっており、都営住宅に入居することにより片道30分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は、通勤時間が片道60分以上かかっていれば対象とします。

※ 木造又は簡易耐火構造の公営住宅、もしくは浴室のない公営住宅に入居している方は、上記の資格要件にあてはまらない場合でも申込みできます。

※ 23区以外の市町部には、現に公的な住宅の名義人であっても申込みできます。

※ 入居資格基準表

居住人数	住戸専用面積(壁芯)	居住人数	住戸専用面積(壁芯)
2人	30㎡未満	5人	57㎡未満
3人	40㎡未満	6人	66.5㎡未満
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満

5 暴力団員でないこと

申込者及び同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

所得基準 確認の手順

以下の手順にしたがって、世帯の所得金額及び家族人数を計算し、所得基準表の範囲内かお確かめください。

申込者及び同居親族ひとりずつの収入の種類を確認し、所得を計算する。… 7 ページ
計算した所得金額を 1 2 ページの表①年間所得金額に記入してください。

申込者及び同居親族の合計所得が 1 2 ページの
所得基準を超える場合

特別控除金額を確認し、合計額を計算する。
… 1 1 ページ
計算した控除金額を 1 2 ページの表①年間所得金額に記入してください。

申込者及び同居親族の合計所得が
1 2 ページの所得基準の範囲内の場合

これ以上の計算は不要です。

世帯の所得金額を計算する。… 1 2 ページ
計算結果 世帯の所得金額 _____ 円

家族人数を計算する。

計算結果 家族人数 _____ 人

申込者 1 人 + 同居親族数 + 遠隔地扶養者数 = 家族人数

※遠隔地扶養者とは、申込者又は同居親族の所得税法上の扶養親族で、都営住宅に入居しない方をいいます。例えば、離れて住んでいる親を扶養している場合などです。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしており、入居資格審査のときに課税証明書で確認できることが必要です。

所得基準表で入居資格にあてはまるか確認する。… 1 2 ページ
※所得基準を超える場合は申込みできません。

所得金額計算上の注意

●計算の対象としないもの

次にあてはまる収入については、所得金額を 0 円とします。

- ・遺族年金、障害年金
- ・仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得
- ・退職金等の一時的な所得

●2 種類以上の収入がある場合

ひとりで 2 種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

令和 5 年 4 月から、審査書類の軽減等、審査の合理化を図るため、原則として「前年の所得」により所得金額を認定します（入居資格審査時には住民課税証明書により確認します）。ただし、退職等により、「現在の所得」が減少している方については、「現在の所得」により認定を行います（入居資格審査時には退職等の事実や現在の所得を確認できる書類の提出が必要です。）

詳しくは、次ページ上段を確認ください。

申込者及び同居家族ひとりずつの所得計算

都営住宅の入居資格の有無は、原則として「前年の所得」により判断しますが、前年から現在までの間に退職・廃業した仕事があり現在の所得が減少している方については「現在の所得」によることができます。

以下の手順にしたがって、申込者及び同居家族ひとりずつ、「前年の所得」と「現在の所得」のどちらによるか、お確かめください。

Q1 昨年1月1日から現在までの間に退職・廃業したことがありますか？

※「結婚するため」又は「現在妊娠中で出産するため」のいずれかの理由により、令和7年1月末までに退職することが申込期間に確定している場合は、退職した仕事が「ある」に進んでください。ただし、退職後、無職・無収入となり、そのことを入居資格審査のときに証明できることが必要です。

ない

ある

Q2 退職・廃業する前と現在を比べると、収入は減少していますか？

※退職・廃業した後に、再就職や年金受給の開始などにより新たな収入がある場合は、その収入を含めて比較してください。ただし年金のうち遺族年金と障害年金は計算の対象外のため、0円としてください。

前年 現在

例1 A社で仕事 → 退職 → 再就職 B社 ⇒ A社とB社の収入を比較する

例2 自営業 → 廃業 → 年金受給開始 ⇒ 事業所得と年金を比較する

例3 C社で仕事 → 退職 → 無職・無収入 ⇒ 現在収入がないため計算は不要です

減少していない

減少している

「前年の所得」を計算する

- このページから次ページ中ほどまでの計算方法により、所得を計算してください。
- 所得計算は、収入のある方ひとりひとり別々に行ってください。
- 計算した結果を12ページの表①年間所得金額に記入して下さい。

「現在の所得」を計算する

- 次ページ【「現在の所得」を計算する】へすすみ、所得を計算してください。
- ただし現在得ている収入の中に、前年1月1日以前から継続しているものがある場合は、その収入に限り「前年の所得」を計算してください。
- 所得計算は、収入のある方ひとりひとり別々に行ってください。
- 計算した結果を12ページの表①年間所得金額に記入して下さい。

「前年の所得」を計算する

収入の種類（給与・事業等・年金）に応じて、それぞれの所得計算方法をお確かめください。

1 前年の給与所得を計算する

・昨年1月から12月の間に得ていた全ての給与収入が計算の対象です。現在すでに退職している仕事があっても、それも含めて確認してください。

・税法上の所得金額から100,000円を控除し「都営住宅の所得金額」を計算してください。

(1) 1枚の源泉徴収票に、前年の全ての収入が記載してある場合

㊦ 給与所得控除後の金額の欄に記入されている額が税法上の所得金額です。この額から100,000円差し引いた額が「都営住宅の所得金額」です。

(2) 2枚以上の源泉徴収票がある場合

全ての源泉徴収票の㊦支払金額の合計額を9ページ2の表の「収入額」にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。

(3) 源泉徴収票がない場合

9ページ【給与収入から給与所得を計算する】の手順にしたがって「都営住宅の所得金額」を計算してください。

支払を受ける者		住所又は居所		(受給者番号)	
				(役職名)	
				氏(フリガナ)	
				名	
種別		支払金額		給与所得控除後の金額	
		円		円	
控除対象配偶者の有無等		控除額		所得控除後の合計	
有		円		円	
無		円		円	
特定		円		円	
老人		円		円	
その他		円		円	
社会保険料等の金額		円		円	
生命保険料の控除額		円		円	

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算の対象です。

- [illegible]

支払を受ける者		住所又は 場所		
		(フリガナ)		
		氏名		
区 分		支 払 金 額		
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		円		
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		円		
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		円		
所得税法第203条の3第7号適用分		円		
本 人		源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数
性別	その他のひとり親	寡婦	特定	老人
		その他		特別

国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書(写し)	
このたび、年金を決定または年金額を変更しましたのでお知らせします。(決定・変更理由等は次ページでご確認ください。)	
年金の種類	基礎年金番号・年金コード
合計年金額	1, 200, 000円

計算した「都営住宅の所得金額」を12ページの表①「年間所得金額欄」に記入してください

事業等所得を計算する

① 営業した年月	② 収入 - 必要経費 = 所得金額
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
合計	か月 (A) 所得金額計 円 (B)

【注】

- ・月別に、収入から必要経費を差し引いて所得金額を計算してください。

計算上の注意点（「前年の所得」を計算する場合）

昨年1月から12月までの実際の所得金額を計算してください。

収入合計から必要経費合計を差し引いた額が所得金額です。

計算上の注意点（「現在の所得」を計算する場合）

- 申込みする月の前月からさかのぼって、12か月分の所得金額を計算してください。
- 現在の事業を始めたのが最近で、営業した月数が12か月ないときは、所得金額の平均額を12倍して、12か月分の所得見込み額を計算してください。

$$\frac{\text{所得金額計 (B)}}{\text{月数 (A)}} \times 12 = \text{12か月分の所得金額}$$

計算した所得金額を12ページの表①「年間所得金額欄」に記入してください。

年金収入から年金所得を計算する

公的年金の源泉徴収票や「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで確認した年金の額を下
表の「年金収入額」の欄にあてはめて、「都営住宅の所得金額」に換算してください。

年金を受け取っている方が2人以上いる場合は、ひとりひとり、個別に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	計算式と税法上の所得金額	都営住宅の所得金額
65歳以上 昭和35年12月13日 以前の生まれ	1,100,000円まで	0円	0円
	1,100,001円～ 3,299,999円	年金収入額 税法上の所得金額 (円) - 1,100,000円 = (円)	税法上の所得金額 (円) - 100,000円
	3,300,000円～ 4,099,999円	年金収入額 税法上の所得金額 (円) × 0.75 - 275,000円 = (円)	都営住宅の所得金額 = (円)
65歳未満 昭和35年12月14日 以降の生まれ	600,000円まで	0円	0円
	600,001円～ 1,299,999円	年金収入額 税法上の所得金額 (円) - 600,000円 = (円)	税法上の所得金額 (円) - 100,000円
	1,300,000円～ 4,099,999円	年金収入額 税法上の所得金額 (円) × 0.75 - 275,000円 = (円)	都営住宅の所得金額 = (円)

- 「都営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。
- 年金収入額が4,100,000円以上の場合は、都営住宅募集センターへお問合せください

計算した「都営住宅の所得金額」を12ページの表①「年間所得金額欄」に記入してください

特別控除について

申込者及び同居親族に所得がある場合で、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるときは、所得金額から特別控除額を差し引くことができます。

① 申込者及び同居親族の合計所得金額から差し引くもの

申込者、同居親族、遠隔地扶養者に、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類	特別控除金額	特 別 控 除 を 受 け ら れ る 方	備 考
㉗老人扶養控除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方	㉗の特別障害者控除を受ける方は、㉗の障害者控除をあわせて受けることはできません。
㉘特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養対象親族（配偶者を除く。）で16歳以上23歳未満の方	
㉙障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	
㉚特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方（過去に交付を受けていた方を含む。） 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	

② 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得から差し引くもの

申込者又は同居親族に次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類	特別控除金額	特 別 控 除 を 受 け ら れ る 方	備 考
㉛寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の1及び2の両方に当てはまる方 1 年間所得金額が500万円以下の方 2 扶養親族を有する方 夫と死別した後婚姻をしていない方、又は夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族又は生計を一にする子」のいない方もあてはまります。）	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。
㉜ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、次の1及び2の両方に当てはまる方 1 年間所得金額が500万円以下の方 2 生計を一にする子を有する方	

- ・公営住宅法施行令の改正により、令和3年7月1日から、従前の「寡婦（寡夫）控除」の規定を「寡婦控除」と「ひとり親控除」に改めました。
- ・「㉜ひとり親控除」に該当する方は、「㉛寡婦控除」の適用はありません。
- ・年間所得金額が500万円を超える方は、「㉛寡婦控除」や「㉜ひとり親控除」を受けることはできません。
- ・「婚姻していない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
- ・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者又は扶養親族でないこと、及び年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

あてはまる控除金額の合計額を12ページの表②「特別控除」の欄に記入してください。

世帯の所得金額・家族人数

7～11ページを参考に、世帯の所得金額を算出してください。（マイナスの場合は0円）

所得がある方の名前	①年間所得金額	②特別控除		世帯の所得金額
	円	老人扶養・特定扶養、 （特別）障害者控除	計 円	差引所得金額 (A) - (B) 円
	円	寡婦・ひとり親控除	計 円	
	円			
年間所得金額合計 (A)	円	特別控除金額合計 (B)	円	

家族人数を計算する（所得基準表）

世帯の所得金額が、家族人数に応じた基準の範囲内であることが必要です。
世帯の家族人数及び所得金額を計算し、下の所得基準表にあてはまるかお確かめください。

家族人数	所得区分	
	一般区分	特別区分（※）
2人	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円
3人	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円
4人	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円
5人	0円～3,416,000円	0円～4,088,000円
6人	0円～3,796,000円	0円～4,468,000円

・家族人数が7人以上の場合は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

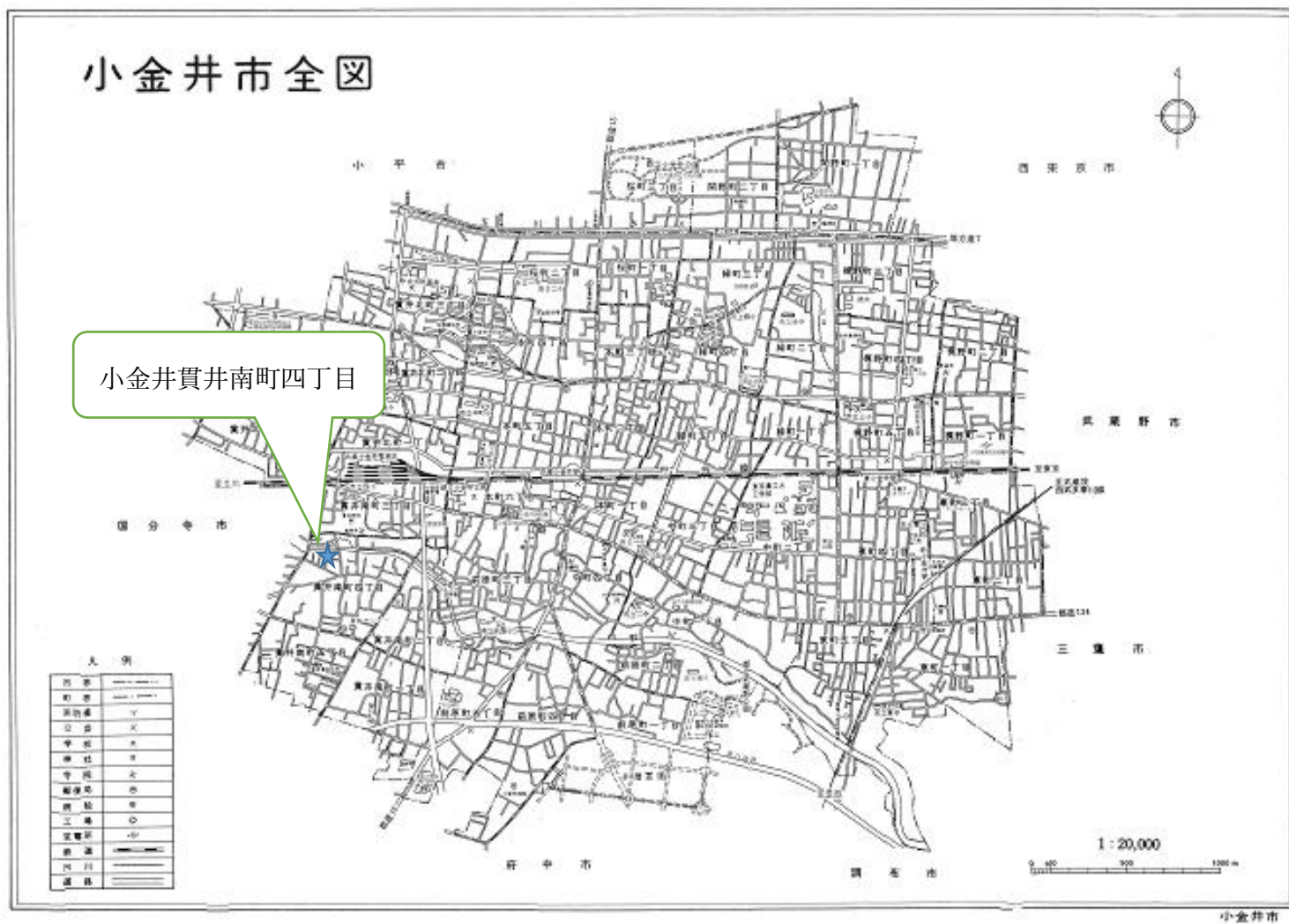
※特別区分について

特別区分の額は、下の要件のいずれかにあてはまる世帯に適用します。

① 心身障がい者を含む世帯	申込者又は同居親族に次のいずれかにあてはまる者がいること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度又は中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
② 60歳以上の世帯	申込者が60歳以上（昭和40年12月13日以前の生まれ）であり、かつ同居親族全員が、次のいずれかにあてはまること。 ア 60歳以上 イ 18歳未満の児童（平成19年12月3日以降の生まれ）
③ 高校修了期までの子どもがいる世帯	同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいること。
④ 原子爆弾被爆者を含む世帯	申込者又は同居親族に厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者がいること（過去に交付をうけていた方を含む。）。
⑤ 海外からの引揚者を含む世帯	申込者又は同居親族に海外からの引揚者がいて、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。 ※海外からの引揚者とは、昭和20年（1945年）8月15日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。
⑥ ハンセン病療養所入所者等を含む世帯	申込者又は同居親族にハンセン病療養所入所者等がいて、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

募集する住宅（1戸）

申込 地区	募集 戸数	住宅名（住所）・交通機関	入居 対象	間取り 専用面積	エレ ベータ	標準的な 使用料	建設 年度
A	1	「小金井貫井南町四丁目」（小金井市貫井南町4-21）JR 中央線「武蔵小金井駅」から京王電鉄バス「貫井南町四丁目」下車徒歩3分	2人以上	3DK 63㎡	無	27,400円 ～ 53,800円	昭和60



申込書の書き方

(太線内を書いてください。裏面も記入します。)

令和7年12月 都営住宅使用申込書（小金井市地元割当）

令和7年 月 日

私は都営住宅条例に基づく都営住宅を使用したいので、申し込みます。
なお、この申し込みについて、裏面のとおり誓約し、同意します。

- ・太線枠内を必ず記入してください。
- ・重複申込み、申込地区の記入もれ、収入超過などの誤りがあると当せんしても失格になります。

公募区分		抽選番号
申込地区	A	

申込者	郵便番号	〒184-0004		電話(携帯も可)	042-387-9861		
	現住所	東京都小金井市 本町3-41-15				抽選番号欄は記入しないでください。	
		様方	アパート				
	フリガナ	コガネシ		タロウ		生年月日 (○で囲む) 1 大正 2 昭和 3 平成 4 西暦 49年 2月 1日	
	氏名	姓	小金井市		名		太郎
	フリガナ						
外国人の場合通称名							

外国人の方は本名を記入し、通称名がある場合は併記してください。

切手を貼っていないもの、不足しているものは抽選番号等の通知をしません。
抽選番号・抽選結果の電話による照会のご遠慮願います。

住宅に入ろうとする人数(申込者を含む)	3人	市内居住年数	19年	申込者の年齢	51歳
---------------------	-----------	--------	------------	--------	------------

次に、階段の上り下りが困難な方はいらっしゃるでしょうか、チェックを付けてください。

☐ 歩行困難な人がいます。	☐ 車いす使用者がいます。
--------------------------------------	--------------------------------------

次に、土地や建物の所有者はいらっしゃるでしょうか。チェックを付けてください。

☐ はい

外側にして折ってください(切りはなさないこと)

85円切手を必ずはってください。

郵便はがき(抽選結果のお知らせ用)

1	8	4	0	0	0	4
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

85円切手を必ずはってください。

郵便はがき(抽選番号のお知らせ用)

1	8	4	0	0	0	4
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

住所	東京都小金井市 本町3-41-15 0000アパート101
----	---

氏名	小金井市 太郎 様
----	------------------

外国人の方で通称名を使用している場合は、通称名のみの記入でも可能です。

申込地区	A	抽選番号	
------	----------	------	--

住所	東京都小金井市 本町3-41-15 0000アパート101
----	---

氏名	小金井市 太郎 様
----	------------------

小金井市都市整備部まちづくり推進課住宅係
〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号
電話 042-387-9861(直通)

申込地区	A	抽選番号	
------	----------	------	--

抽選番号欄は記入しないでください。

○申込みは、1世帯につき1通です。重複は失格となります。
○申込み後の申込地区および同居親族の変更は認めません。
○申込み時点で、証明書等は必要ありません。

6ページから12ページで計算した所得額を記入してください。

住宅に入ろうとする世帯(親族)の構成							現在働いている勤務先・事業所の名称					
氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	職業	所得金額	名称	電話	就職日または開業日			
申込者	本人	男	大昭 平成49年2月1日	51歳	会社員	2,692,200円	小金井商事(株)	042-000-0000	平成6年4月1日			
花子	妻	女	大昭 平成51年5月15日	49歳	無職	0円						
知子	長女	女	大昭 平成19年5月20日	18歳	高校3年生	0円						
		男	大昭	歳								
職業ははっきり、具体的に記入してください(会社員、サービス業、大工、日雇労働者、無職)。 年金・恩給を受けている方はその種類を、また生活保護を受けている方は「生活保護受給中」と記入してください。							円	名称		電話	就職日または開業日	
							円	特別控除対象者		種類		
							2,692,200円	知子		特別扶養控除		
							入居しないが、申込者の所得税法上の扶養親族(遠隔地扶養)	0人				

又は申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係にある方を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。
また、許可の上は、申込者(同居するものを含む。)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。
暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

内側にして折ってください(切りはなさないこと)

令和7年12月実施 都営住宅入居者募集(小金井市地元割当) 抽選番号のお知らせ

あなたの都営住宅入居者募集(小金井市地元割当)申込書を受け付けました。
あなたの抽選番号はおもてに記したとおりです。
抽選はこの番号で行います。抽選会は公開で行っておりますが、抽選会の入場者数が多数のときは、抽選会場内の人数制限を行う場合があります。抽選会への参加・不参加は当落に一切関係ありませんので、無理なご来場はお控えください。また、咳・発熱の症状のある方は入場をお断りすることがございます。

公開抽選

☆とき 令和7年12月25日(木) 午前10時から
☆ところ 小金井市役所第二庁舎 501 会議室
(小金井市前原町三丁目41番15号)

抽選結果のお知らせ

令和7年12月募集

このたび申し込まれた都営住宅(小金井市地元割当)の公開抽選の結果

あなたは

◎補欠となられた方へ

資格審査対象者のうちで失格者がした場合に順次繰上げ審査をいたします。

なお、今後の都営住宅募集に応募してもさしつかえありません。

◎住所が変わったときは、必ず連絡してください。

都営住宅の年間募集予定

(1)【家族向・単身者向】 年4回定期募集

次回募集日程 2月2日(月)から ※申込方法によって詳細が異なります。

申込方法と募集日程		募集の内容
郵送申込み	申込書配布期間 2月2日(月)～10日(火) 申込書は郵送で2月17日(火)までに届いたものを受付けます。	家族向(ポイント式) 単身者向・シルバーピア(抽選方式)
オンライン申込み	申込期間 2月2日(月)～17日(火) 上記期間内に都営住宅入居者募集サイトで申込み完了したものを受付けます。	

●郵送申込みのための募集案内・申込書は、申込書配布期間(土・日を除く)に限り、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター、各窓口センター、都庁、区役所、市役所、町役場で配布します。また、同期間中公社ホームページからダウンロードすることもできます。

●抽選方式の募集では、居室内で病死等があった住宅も掲載する予定です。

募集時期	募集の内容		備考
5月上旬	家族向・単身者向等(抽選方式)	抽選方式の募集では、居室内で病死等があった住宅も掲載する予定です。詳しくは、各募集時期に配布する募集案内でお確かめください。	募集の概要については、広報東京都(毎月、第1日曜日に新聞折込で配布)、テレホンサービス、公社ホームページ(募集月の前月下旬に掲載)でお知らせします。
8月上旬	家族向(ポイント方式)		
	単身者向・シルバーピア(抽選方式)		
11月上旬	家族向・単身者向等(抽選方式)		

(2)【家族向・単身者向】 毎月募集(抽選方式)

毎月中旬頃に募集します。詳しくは公社ホームページでお確かめください。オンラインでもお申込みいただけます。

(3)【家族向】 随時募集(先着順方式・・・オンラインでもお申込みいただけます。)

定期募集(年4回)及び毎月募集で申込みのなかった住宅の一部で、住宅は随時追加します。詳しくは、公社ホームページでお確かめください。入居資格審査が順調に進んだ場合、最短で申し込みから3か月程度で入居できます。

※インターネットのご利用ができない方は電話でお申込みください。

随時募集専用ダイヤル・・・03-5467-9266

(4) 問合せ先

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター・・・・・・ ☎ : 03-3498-8894

聴覚に障害のある方で、募集の内容について

ご質問のある場合はファクスでご連絡ください・・・・ FAX : 03-3409-4527

都営住宅・都民住宅募集の募集案内テレホンサービス・・ ☎ : 03-6418-5571

※ 都営住宅(小金井市地元割当)については、小金井市にお問い合わせください。その他の都営住宅に関わる全般については、上記の東京都住宅供給公社が行います。

小金井市都市整備部

まちづくり推進課住宅係

電話 : 042-387-9861 (直通)